

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

| 債権の名称 | 所管 | 人数 (件数) | 債権額 | 放棄事由等 |
|------------------|-------------------|--------------|------------|---|
| 学童クラブおやつ代 | 子ども教育部 育成活動推進課 | 2人 (15件) | 18,750円 | 時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和8年1月22日に債権放棄した。 |
| 生活保護法第63条 返還金 | 健康福祉部 生活援護課 | 7人 (9件) | 1,102,273円 | 債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。 |
| 生活保護費過払金 | 健康福祉部 生活援護課 | 16人 (47件) | 1,767,366円 | 債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。 |
| 生業資金貸付金 返還金 | 健康福祉部 生活援護課 | 1人 (1件) | 872,259円 | 債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。 |

| | | | | |
|---------------|----------------|--------------|------------|--|
| 奨学金貸付金 返還金 | 健康福祉部 生活援護課 | 3人 (3件) | 1,122,400円 | 時効が完成した債権について、債務者及び連帯保証人に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和8年1月28日に債権放棄した。 |
| 合計 | | 29人 (75件) | 4,883,048円 | |